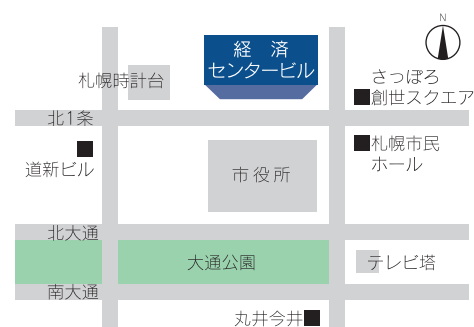




札幌本部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階
TEL011-232-2001

総合相談ダイヤルイン (011)232-2402

経営支援部 (011)232-2402
企業振興部(助成支援) (011)232-2403
企業振興部(取引支援) (011)232-2406
金融支援部 (011)232-2404

ホームページ
<https://www.hsc.or.jp>



道南支部

〒040-0015 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST 8階
TEL 0138-86-6695



道北支部

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内
TEL 0166-68-2750



十勝支部

〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内
TEL 0155-67-4515



日胆支部

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内
TEL 0143-47-6410



釧根支部

〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内
TEL 0154-64-5563



オホーツク支部

〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内
TEL 0157-31-1123



支援メニューの ご紹介



センター概要

北海道中小企業総合支援センターの概要

名称	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
設立年月	平成13年4月
代表者	理事長 阿部啓二
職員	37名
基本財産	5,000千円(北海道からの出えん)

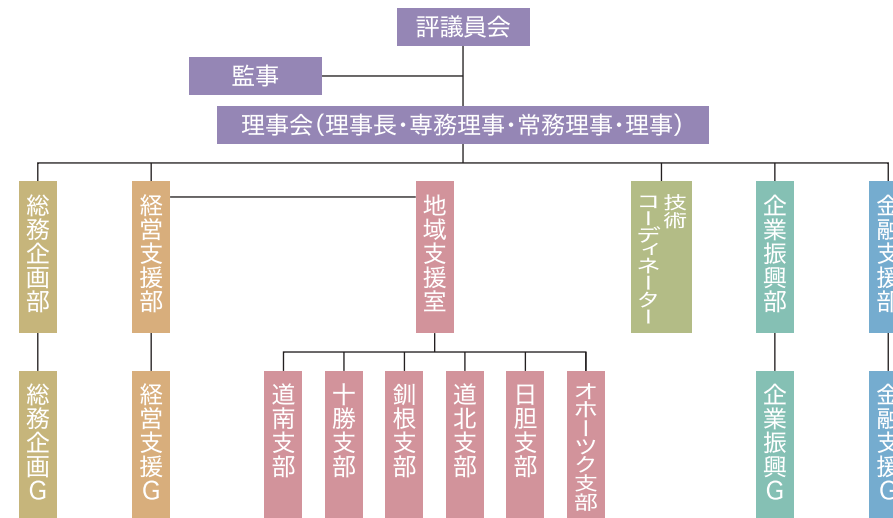
●道内6カ所に支部を設置

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、(財)北海道中小企業振興公社、(社)北海道商工指導センターおよび(社)北海道中小企業振興基金協会が平成13年4月1日に統合し、中小企業支援法に基づく指定法人として北海道から全額出金のもと設立された機関です。北海道における、中小企業・小規模事業者の中核的支援機関として各機関との連携を図り、国や北海道の中小企業・小規模事業者施策の実施を通じて、補助金の交付や設備貸与、企業診断等、道内中小企業の支援を行っております。

沿革

昭和26年	(社)北海道能率指導所として設立	平成23年	公益財団法人へ移行 北洋銀行との連携協定締結
昭和33年	(社)北海道能率指導所が 北海道中小企業相談所を吸収合併し、 (社)北海道商工指導所として発足	平成24年	経営革新等支援機関に認定 支所から支部へ変更
昭和39年	(社)北海道商工指導所から(社)北海道 商工指導センターに名称変更	平成26年	道東支部を十勝支部と釧根支部に 組織変更 日胆支部、オホーツク支部を開設し、 6支部体制とする
昭和44年	(社)北海道中小企業振興基金協会が (社)北海道商工指導センター内に併設、 投資育成事業を開始	平成27年	北海道銀行との連携協定締結
昭和54年	(財)北海道中小企業振興公社が設立と ともに設備貸与事業を開始	令和3年	札幌学院大学との連携協定締結
平成13年	(社)北海道商工指導センター、(社)北海道 中小企業振興基金協会、(財)北海道中小 企業振興公社の3団体を整備・統合し、(財) 北海道中小企業総合支援センターを設立	令和4年	一般社団法人北海道中小企業家同友会 との連携協定締結 [北海道イノベーションプラットフォーム] 北海道立総合研究機構、 北海道中小企業総合支援 センター、北海道貿易 物産振興会、北海道 信用保証協会による 連携協定を締結
平成20年	道南支所、道東支所を開設		
平成22年	道北支所を開設		

組織図



(本部事務所入口風景)

情報発信・会員制度

●情報発信

ホームページ 各種事業のご紹介や お知らせを 掲載しています。 	公式YouTubeチャンネル 当センターの 各種支援制度を 紹介しています。 	メールマガジン 道内の中小企業者等にとって 役立つ情報をメールマガジン で配信しています。 	支援制度公募カレンダー 公募事業・公募時期を 掲載しています。 
---	--	---	---

● 会員制度

当センターは、様々な支援事業を実施するにあたり全道の市町村、経済団体や協同組合、企業及び個人の方方で構成されている会員のご協力に支えられております。

会員になっていただいた方には、次の支援サービスを実施しておりますので、ぜひご加入をご検討ください。

- 1 利子補給金制度
小規模企業者等設備貸与事業(P.13参照)を利用した際の損料等の一部を補給します。
利子補給率 年1% 対象設備価格 500万円以上
利子補給期間 貸与設備の引渡しから3年間
- 2 会員の事業内容等の紹介
センターホームページによるPR・センターメールマガジンによるPR
- 3 支援制度資料の配布

・会費 年会費 1口15,000円
一般会員(企業等) 1口以上
団体等会員 ・公益法人等 2口以上 ・組合等 組合員数に応じた口数 ・その他の1口以上
市町村会員 市町村の事業所数に応じた口数

Contents

経営課題を解決したい

経営相談窓口

● 経営相談	5
● インターネット経営相談	5
● 北海道よろず支援拠点	5

専門相談窓口

● 取引に関する相談	5
● 特許に関する相談	6
● 金融に関する相談	6
● 会社法等に関する相談	6

専門家活用

● 専門家派遣事業	6
● 地域伴走型支援事業	6
● 特別診断指導	7
● 高度化事業診断	7
● コンサルタント等招へい支援事業	7

制度融資あっせん

● 中小企業総合振興資金の融資あっせん	7
---------------------	---

創業したい

創業

● 創業促進支援事業	8
● 地域課題解決型起業支援事業	8

新製品・新技術を開発したい

新製品・新技術開発

● 市場対応型製品開発支援事業【一般】	9
● 市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】	9
● 市場対応型製品開発支援事業【共同研究開発】	10
● 地域資源活用型事業化実現事業	10
● 製品開発チャレンジ支援事業	10

販路を開拓したい

販路開拓

● マーケティング支援事業	11
● 取引あっせん	11
● 商談会（道内・道外）	11
● 展示会等出展支援事業	12
● 食のビジネスマッチング支援事業	12
● ベンチャーシーズマッチング事業	12

設備を導入したい

設備導入

● 小規模企業者等設備貸与事業	13
-----------------	----

海外展開したい

海外展開

● 中小企業等外国出願支援事業	14
● マーケティング支援事業	14

人材を育成したい

人材育成・人材確保

● 産業人材育成支援事業【派遣事業】	14
● 産業人材育成支援事業【招へい事業】	14
● テレワーク導入支援事業（産業人材確保支援事業）	14

経営課題を解決したい

経営相談窓口

経営相談 中小企業診断士等のスタッフが創業や経営、事業承継に関する様々な相談に対応します。

●開設日時 月曜日～金曜日 9:00～17:30

お問い合わせ先

経 営 支 援 部(札幌本部)	TEL.011-232-2402
道 南 支 部	TEL.0138-86-6695
道 北 支 部	TEL.0166-68-2750
十 勝 支 部	TEL.0155-67-4515
日 胆 支 部	TEL.0143-47-6410
釧 根 支 部	TEL.0154-64-5563
オホーツク支部	TEL.0157-31-1123

インターネット経営相談

電子メールによる経営相談を随時受け付けているほか、オンライン相談(予約制)も対応します。
(夜間及び土・日・祝日は翌営業日以降の対応となります。)

お問い合わせ先 **経営支援部経営支援G**
TEL.011-232-2402(経営相談窓口) https://www.hsc.or.jp/internet_contact/

北海道よろず支援拠点

チーフコーディネーター及び各専門分野のコーディネーターが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。

●開設日時 札幌本部 月曜日～金曜日 9:00～17:00
サテライト(センター各支部) 毎週火曜日 9:00～17:00
※上記以外にも必要に応じてご相談承ります。

お問い合わせ先 **北海道よろず支援拠点**
TEL.011-232-2407 <https://yorozu-hokkaido.go.jp/>



専門相談窓口

取引に関する相談

下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続(ADR)による調停手続きに関する相談等に対応します。

●開設日時 毎週火～金曜日 9:00～17:30

お問い合わせ先 **下請かけこみ寺**(企業振興部企業振興G(取引支援))
TEL.0120-418-618(下請かけこみ寺相談用フリーダイヤル:通話料無料)

特許に関する相談

「INPIT北海道知財総合支援窓口」担当者が特許・実用新案・意匠・商標等に関する相談に対応します。

●開設日時 毎週月・火曜日 13:00～16:00(火曜日の相談は要予約)

金融に関する相談

北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。

●開設日時 毎月第1木曜日 10:00～16:00

会社法等に関する相談

司法書士会所属の司法書士が、会社法に関する相談、会社登記・契約書の作成などに関する相談に対応します。

●開設日時 毎月第2木曜日 13:00～16:00

お問い合わせ先 **経営支援部経営支援G**
TEL.011-232-2402 E-mail keieishien@hsc.or.jp

専門家活用

専門家派遣事業

創業又は経営革新等を行い、経営の向上を目指す意欲ある中小企業に対し、専門家を派遣して経営・技術・人材・情報化等の経営課題の解決を図る指導助言を行います。

●申込方法 当センターにお問い合わせください。

●支援事例

- ・業務の効率化に向けたIT戦略構築の指導・助言
- ・ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けたデザイン業の事業戦略の指導・助言
- ・専門家・試験研究機関との連携による金属加工品開発の技術指導・助言

地域伴走型支援事業

地域の支援機関と連携し、新たな事業活動にチャレンジしようとする中小企業者、又は、当センター事業の利用者の経営課題を解決するために、必要に応じて専門家の協力を得ながら伴走支援を行います。

●支援事例

- ・果物加工品の商品改良や販路開拓への支援
- ・公設試験場との連携による製品計測機器の試作や工程改善への支援
- ・地域宿泊施設の経営改善

お問い合わせ先 **経営支援部経営支援G**
TEL.011-232-2402 E-mail keieishien@hsc.or.jp

経営課題を解決したい

特別診断指導

行政機関、商工団体、企業、第3セクターなどの要請に応じて、地域振興計画の作成支援や経営診断及び経営計画の策定支援などを有料で行います。

- 支 援 事 例 ・商工会の経営発達支援計画に基づく消費動向調査
- ・木材加工施設の経営革新に向けた診断指導
- ・地方卸売市場における卸売業者への経営診断指導

高度化事業診断

高度化事業は、中小企業者等が共同して経営体質改善や環境変化への対応を図るために行う集団化や集積整備等の事業です。

これら高度化事業の実施にあたって、当センターが北海道と連携し、診断助言を行います。

- 支 援 事 例 ・共同店舗の運営診断や経営改善計画のフォローアップ
- ・遊休地を活用した施設への運営診断

お問い合わせ先

経営支援部経営支援G

TEL.011-232-2402 E-mail keieishien@hsc.or.jp

コンサルタント等招へい支援事業

補助金

新分野・新市場への進出等のために行う技術開発や生産管理、マーケティング又は脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成に向けた取組などのコンサルタント等の招へい・オンライン指導に要する経費の一部を補助します。

- 対 象 者 道内の中小企業者等
- 対 象 経 費 往復の交通費、滞在費、コンサルタント料
- 補 助 率 対象経費の1/2以内
- 限 度 額 100万円
- 支 援 事 例 ・海外展開のためのHACCP認証取得に向けた現場改善・指導
- ・新商品販売に向けたマーケット分析・プロモーション方法の検討

お問い合わせ先

企業振興部企業振興G(助成支援)

TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

制度融資あっせん

中小企業総合振興資金の融資あっせん

当センターの支援制度を利用する方を対象に、中小企業総合振興資金の融資あっせんに対応します。

お問い合わせ先

金融支援部金融支援G

TEL.011-232-2404 E-mail taiyo@hsc.or.jp

創業したい

創業

創業促進支援事業

補助金

道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。

- 対 象 者 道内の創業者
(道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は前年度以降に創業した中小企業者)
- 対 象 経 費 原材料費、外注加工費、印刷製本費、出展料、事務所等借料、事務所等改装費、広告宣伝費等
- 助 成 率 対象経費の1/2以内
- 限 度 額 100万円
- 支 援 事 例 ・カフェ事業の立ち上げに向けた新商品の開発やホームページの制作
- ・クラフトビールの試作開発や商品ラベルデザインの開発
- ・卸売業者の新事業展開を目的とした食品製造会社の設立や事務所の改装

地域課題解決型起業支援事業

補助金

北海道が地域再生計画に定める地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等の社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するために道内で新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施します。

- 対 象 者 道内で新たに起業する者
※事業を営んでいない個人で補助事業の実施期間完了日までに、道内において個人事業の開業又は会社若しくは企業組合の設立若しくは特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者
- 対 象 経 費 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費
※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。
- 補 助 率 対象経費の1/2以内
- 限 度 額 200万円
- 支 援 事 例 ・地域の中で高齢者が高齢者を支える訪問看護事業
- ・キッチンカーを使った買い物弱者向け食料品・日用品販売
- ・空き家を活用したワーケーション事業

お問い合わせ先

企業振興部企業振興G(助成支援)

TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

新製品・新技術を開発したい

新製品・新技術開発

市場対応型製品開発支援事業【一般】補助金

新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、人件費(新規雇用SEに限る)、プログラム開発費(IT企業の場合、開発に従事した人件費を含む)等
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 300万円(うち市場調査等に要する経費200万円)
- 支援事例 ・AIによる実地棚卸業務自動化システムの開発
・野生動物撃退装置の開発

市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】補助金

新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業、IT産業の中小企業者等が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、プログラム開発費等
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 500万円(うち市場調査等に要する経費200万円)
- 支援事例 ・既存の製造方法を応用した発酵食品の開発
・家畜し尿を活用した高性能土壌改良剤の開発
・小売業現場向け情報共有ツールの開発

中小企業者・小規模企業者の定義

中小企業基本法では中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を下表のように規定しています。
また、中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあります。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

市場対応型製品開発支援事業【共同研究開発】補助金

道内の中小企業者等を1/2以上とするグループが新分野・新市場への進出のために、大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等を2分の1以上とするグループ
- 対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、人件費、プログラム開発費等
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 500万円(うち市場調査等に要する経費200万円)

地域資源活用型事業化実現事業 補助金

道内の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。

- 対象者 道内の中小企業者等、農商工等連携事業計画認定事業者
- 対象経費 原材料費、機械装置等購入費、外注加工費、デザイン開発費、試験依頼費、出展料、パンフレット等印刷費等
- 助成率 対象経費の1/2以内
- 限度額 150万円
- 支援事例 ・道南産ブリのアラを用いた新商品の試作開発
・道産木材を使用したオリジナル家具開発や海外展示会への出展
・農商工連携による米菓新商品の試作・包装デザイン開発

製品開発チャレンジ支援事業 補助金

本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析に要する経費の一部を助成します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、共同研究費
- 助成率 対象経費の1/2以内
- 限度額 50万円
- 支援事例 ・新型工作機械の開発に向けた試作
・研究機関への試験依頼
・新たなIoT機器の開発に向けたデバイス間通信方法の確立
・大学と共同研究契約に基づく農業用ハーベスタの新技術開発

お問い合わせ先

企業振興部企業振興G(助成支援)
TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

販路を開拓したい

販路開拓

マーケティング支援事業

補助金

新分野・新市場への進出等を目指した製品・サービスの市場調査や道外・海外での展示会への出展に係る経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 市場調査の委託費、出展料、展示工事費、滞在費・交通費、パンフレット印刷費等
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 100万円(道外実施)、200万円(海外実施)
- 支援事例
 - ・乳製品の道外市場進出を目的とした食品展への出展
 - ・新型ポテトハーベスターの海外農業機械展への出展
 - ・新事業展開のための調査会社による消費者ニーズ調査

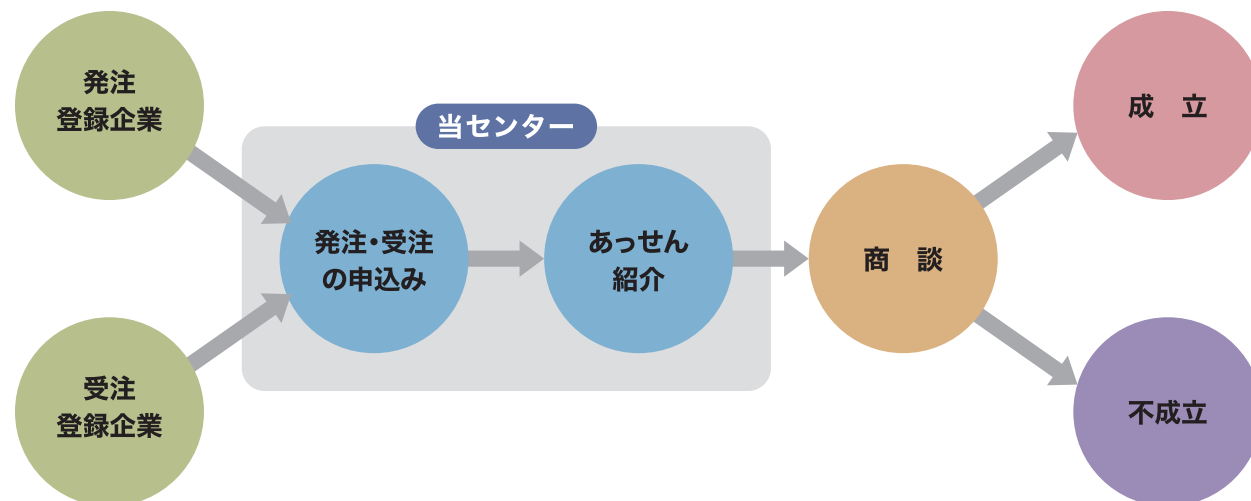
お問い合わせ先

企業振興部企業振興G(助成支援)

TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

取引あっせん

ものづくり産業等を対象に、受注を希望する企業との取引あっせんを行います。



商談会 (道内・道外)

ものづくり産業を中心とする道内外の発注企業と道内受注企業との商談会を開催します。

- 対象分野 発注企業:鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送機械器具製造業、食料品製造業等
受注企業:機械加工、プレス・板金・製缶加工、鋳造加工、組立・メンテナンス等
- 開催予定 令和5年7月13日(東京開催)、令和5年10月17日(札幌開催)

展示会等出展支援事業

道内外で開催される展示会等に当センターが出展ブースを確保し、販路開拓に取り組む道内の中小企業に対して自社製品等の出展機会を提供することにより、取引拡大を支援します。

- 出展予定 令和5年度は、次の展示会に出展(自社製品のPR、取引先の開拓)します。
 - ①東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2023(東京都)(令和5年9月6日～8日)
 - ②第37回北海道技術・ビジネス交流会(ビジネスEXPO2023)(札幌市)(令和5年11月9・10日)

食のビジネスマッチング支援事業

道内の信用金庫と連携し、地域の食品メーカーの商品開発や取引拡大を支援するため、商社や小売店等のバイヤーとの商談の場を提供します。

- 開催地域 道内10市町程度

ベンチャーシーズマッチング事業

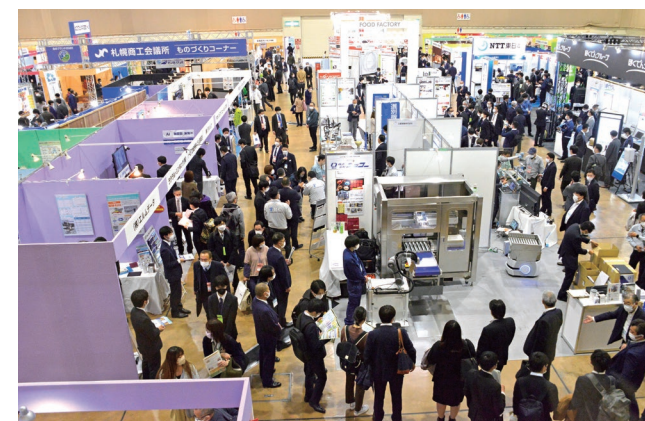
ベンチャー企業や新事業展開を図ろうとする中小企業者等に対し、事業提携、販路拡大、資金調達等による事業展開のチャンスを広げるためのプレゼンテーションの場を提供します。

- 開催日 令和5年12月上旬～中旬(予定)、オンライン開催
- 支援事例 創業から間もない企業や新規事業展開を図ろうとする中小企業者に、事業計画や新製品の発表の場として活用頂き、その後の商談へ繋がっています。
 - ・令和2年度「創業ビジネス・プレゼン会2020」(3企業)
 - ・令和3年度「ビジネスプラン発表会」(3企業)
 - ・令和4年度「新商品・新サービスプレゼン会2022」(7企業)…プレゼン会2022の内容は当センター公式YouTubeチャンネルからご覧いただけます。

お問い合わせ先

企業振興部企業振興G(取引支援)

TEL.011-232-2406 E-mail torihiki@hsc.or.jp



(ビジネスEXPO2022)



(商談会(道内開催))

設備を導入したい

設備導入

小規模企業者等設備貸与事業

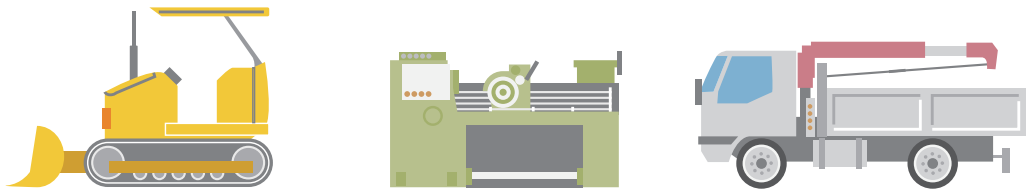
当センターが機械販売会社から機械設備を購入し、申込企業に分割払いで販売、またはリースいたします。

- 対象者 (1)道内で事業を営む企業(原則全業種対象)
※NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。また、風営法規制業種等対象外となる業種があります。
(2)創業予定者
※1か月以内に事業開始、2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人
- 従業員規模 従業員50人以下
※従業員が21名以上(商業およびサービス業は6名以上)の場合、次の制限があります。
(1)(借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く
金融機関からの借入金残高合計が4億2,000万円以下
(2)(利益制限)直近3年間の経常利益が平均3,500万円以下
(3)(株主制限)発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない
- 対象設備 生産、加工等に供する機械設備等で新品の設備
※土地・建物等は対象とはなりません。また、管理上の問題等により対象外となる設備があります。
- 限度額 100万円～1億円
- 期間 割 賦:(割賦期間)法定耐用年数により3年～10年(措置期間1年以内含む)
※商工会・商工会議所を経由して申込の場合、基準とする耐用年数の2年延長可(10年上限)
リ ー ス:(リース期間)法定耐用年数に応じ、3年～10年の範囲で選択

割賦損料(利率)	
割賦期間	年利
3年	1.8%
4年	
5年	
6年	1.9%
7年	
8年	
9年	2.0%
10年	

※当センター会員には利子補給制度があります。

月額リース料率	
リース期間	料率
3年	2.955%
4年	2.261%
5年	1.837%
6年	1.562%
7年	1.362%
8年	1.208%
9年	1.093%
10年	0.998%



お問い合わせ先 金融支援部金融支援G
TEL.011-232-2404 E-mail taiyo@hsc.or.jp

海外展開したい

海外展開

中小企業等外国出願支援事業 補助金

外国への特許出願等に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 (1)1企業に対する1事業年度内の補助金の総額 300万円
(2)1出願に対する1事業年度内の補助金の総額
(イ)特許出願 150万円 (ロ)実用新案出願、意匠出願又は商標出願(冒認対策商標出願は除く) 60万円
(ハ)冒認対策商標出願 30万円
- 支援事例 ・海外での事業展開を目的とした特許の外国出願
・自社商品の海外における模倣品対策を目的とした実用新案の外国出願

マーケティング支援事業 補助金 詳しくはP11をご覧ください。

お問い合わせ先 企業振興部企業振興G(助成支援)
TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

人材を育成したい

人材育成・人材確保

産業人材育成支援事業【派遣事業】 補助金

新分野・新市場への進出等に資する従業員等の先進企業、研修機関、専門職大学院等への派遣に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 滞在費、往復の交通費、入学料、授業料
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 50万円(1人当たり)
- 支援事例 ・新事業展開に向けた従業員の専門職大学院への派遣(MBA取得)

産業人材育成支援事業【招へい事業】 補助金

脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等の社会経済情勢の変化に対応するなど、競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むために行う講師を招いて実施する研修会等に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 授業料(講師側(企業等)に支払う経費)、会場借上費、滞在費、往復の交通費
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 50万円
- 支援事例 ・環境マネジメントシステムの認証取得に向けた社内研修の開催

テレワーク導入支援事業(産業人材確保支援事業) 補助金

新分野・新市場への進出等に資する人材確保のため、テレワーク(情報通信技術を利用した就業場所や時間にとらわれない働き方)の導入に要する経費の一部を補助します。

- 対象者 道内の中小企業者等
- 対象経費 機器購入費、システム構築費、コンサルタント料
- 補助率 対象経費の1/2以内
- 限度額 60万円
- 支援事例 ・在宅勤務制度の導入による働き方改革推進のためのテレワーク環境の整備

お問い合わせ先 企業振興部企業振興G(助成支援)
TEL.011-232-2403 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp